

## 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和5年3月13日版)

### I. はじめに

当社は政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)において、社会の安定維持の観点から、安全安心に必要な社会基盤(公物管理)事業として業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取り組みを進めることにより、新型コロナウイルスのまん延を防止していくことも求められている。

本ガイドラインは対処方針をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大・収束の動向や対処方針の見直し等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

### II. 会社が管理・運営する施設における感染症対策

社員やお客さまなどの感染予防のため、下記を実施する。

#### ①料金所・休憩施設における対策

##### ア)料金所

- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット、大声を出さないことの徹底
- ・金銭トレイを活用した収受の実施
- ・接触が多い箇所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底
- ・休憩・朝礼(引継)時の収受員間の接触及び寝具(シーツ、枕カバー)の共有の回避
- ・体調管理の徹底、体調不良時の会社報告及び自己検査の実施
- ・保健所が濃厚接触者と判断した場合の勤務見合わせ
- ・レーン運用の見直し等による勤務体制の見直し

##### イ)休憩施設

###### ◇商業施設内(飲食の提供、物品(給油含む)販売、道路案内業務)

- ・うがい、手洗い、咳エチケット、大声を出さないことの徹底
- ・施設によっては、事業者の判断でマスクを着用(厚生労働省 HP「マスクの着用について」のとおり)
- ・検温等による体調管理の徹底、体調不良時の会社報告及び自己検査の実施
- ・保健所が濃厚接触者と判断した場合の勤務見合わせ
- ・お客さま用消毒液の設置
- ・規模に応じたお客さま用検温装置の設置
- ・イス、テーブル、ドアノブなど接触が多い箇所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底
- ・清掃時のゴム手袋着用
- ・人と人との距離の確保(パーテーションの設置、レジ待ち間隔目印の表示)
- ・ショッピングコーナーレジ、インフォメーションカウンターでのビニールカーテンの設置

- ・レジでの金銭トレイや電子決済の活用

◇トイレ等

- ・清掃スタッフのうがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット、大声を出さないことの徹底
- ・清掃スタッフのゴム手袋着用
- ・接触が多い箇所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底
- ・清掃スタッフの体調管理の徹底、体調不良時の会社報告及び自己検査の実施
- ・保健所が濃厚接触者と判断した場合の勤務見合わせ

◇その他

- ・屋外で行う各種イベントの実施にあたり、対人距離の確保等の対策を徹底

②社屋等における対策

- ・うがい、手洗い、咳エチケット、大声を出さないことの徹底
- ・体調管理の徹底、体調不良時の会社報告及び自己検査の実施
- ・保健所が濃厚接触者と判断した場合の勤務見合わせ
- ・接触が多い箇所の定期的な消毒
- ・『三つの密』がどれか一つでも起こらないよう、会議室・執務室の換気の徹底
- ・会議、出張等はテレビ会議を積極的に活用するなど感染予防対策に努める
- ・在宅勤務、時差出勤の実施
- ・上記の原則に加え、別紙「オフィスにおける感染予防対策」に留意した業務の実施

III. 工事等における感染拡大防止対策

- ・受発注者協議による工事等の一時中止又は工期延期の対応
- ・学校の臨時休業に伴う建設業法上の取り扱い緩和(監理技術者、主任技術者)
- ・現場代理人の常駐要件緩和等の措置
- ・入札契約手続きの取り組み(入札契約手続きの保留・延長等、対面ヒアリングの省略等)
- ・現場立会等の方法への措置(遠隔臨場による立会い)
- ・感染防止対策を講じた受注者に対する設計変更協議(例:現場事務所や労働者宿舎の拡張・借地料、現場従事者のマスク・インカム等の購入・リース料など)

IV. NEXCO 東日本が提供するその他サービスにおける拡大防止対策

◇旅行業、宿泊事業、駐車場事業、駐輪場事業 等

- ・うがい、手洗い、咳エチケット、大声を出さないことの徹底
- ・事業によっては、事業者の判断でマスクを着用(厚生労働省 HP「マスクの着用について」のとおり)
- ・体調管理の徹底、体調不良時の会社報告及び自己検査の実施
- ・保健所が濃厚接触者と判断した場合の勤務見合わせ
- ・接触が多い箇所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底

- ・お客さま用消毒液の設置

## V. 感染拡大防止への協力

感染拡大防止のため、国などからの要請に基づき、適宜、下記の協力を実施する。

### ア) お客さまなどへの呼びかけの協力

#### ◇呼びかけ媒体

- ・道路情報板、ハイウェイラジオ
- ・休憩施設でのデジタルサイネージ・ポスタースペースでのポスター掲示、館内音声放送
- ・ホームページ(コーポレートサイト・ドラとら)、Twitter
- ・既存のラジオ提供番組、スポット枠
- ・既存のTVCM(タイム提供、スポット枠)

#### ◇呼びかけ内容

- ・都道府県間の移動に際しての基本的な感染防止対策の徹底
- ◇その他
- ・道路交通情報センター(JARTIC)に対して、国から会社への呼びかけ要請内容を共有する

## VI. 参考

#### ◇換気の徹底

- ・各屋内施設においては、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上)の徹底を図る

#### ◇接触が多い箇所の定期的な消毒

- ・施設内供用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)や、ウイルスが付着した可能性のある場所(トイレ、手すり、テーブル、椅子等)の定期的な消毒を徹底する。消毒方法については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照

## オフィスにおける感染予防対策

### 1) 執務室

- 建物全体や個別のスペースの換気に留意し、窓がある場合は、1時間に2回以上、窓を開け換気するよう努める。なお、機械換気のみで必要換気量が確保できる場合は窓開放との併用は不要である。
- 他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を最低限とするよう、また定期的に消毒を行うよう努める。

### 2) 出張

- 出張の際は、地域の感染状況に十分注意するとともに、移動時の基本的な感染対策の徹底や出張先での感染リスクの高い行動を控える。

### 3) 会議

- 近距離や対面に座らないように座席配置を工夫する。
- スペースの制約等でやむを得ず対面で行う場合、ドアを開放するなど換気に留意する。

### 4) 来訪者への対応

- 外部関係者の立ち入りに関し、当該者に対して社員に準じた感染防止対策を求める。
- あらかじめ、当社のオフィス内での感染防止対策の内容を周知する措置を講じる。

### 5) 休憩・休息スペース

- スペースの確保や常時換気を行うなど、3つの密の回避を徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、対面に位置しないこと。
- 一定数以上が同時に休憩スペースに入らないように留意する。
- 使用する際は、入退室前後の手洗いを徹底する。

### 6) マスクの着用

- 厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照